

専門部から

8.

産業保健部



常任理事・産業保健部長

小山 司

産業保健部は、平成15年4月から旧産業医部会の事業も引き継ぐ形で新たにスタートし、その事業は産業医研修事業にとどまらず、産業保健活動推進のための諸会議の開催と関連諸機関との連携、さらには健康スポーツ医活動の推進と、その活動内容は大幅に進展している。事業の実施にあたっては、事業第三課が担当事務局として大きく貢献している。ここでは、産業保健部の主な事業の概要を紹介したうえで、現在の重要課題および将来の方向性について所感を述べることとする。

1. 産業保健活動の推進

北海道医師会は、かねてから産業保健の重要性を認識し、職業病対策を代表とする労働管理体制の枠組みにとどまらず、地域包括保健活動の一環として位置づけ、その活動を支える基盤構築に主力を注ぎこんできた。近年の産業構造や社会経済情勢の大きな変化にもなっており、労働者を取り巻く環境は急激に変化している。従前の労働環境衛生に関わる課題に加えて、最近の中老年労働者に対する生活習慣病対策、過重労働による健康障害対策、増加する精神障害や自殺のメンタルヘルス対策などが産業保健の新たな課題として提起されている。事業場と産業医の両者に対して、より広範かつ質の高い知識と職務遂行能力が求められる状況となっている。幸いなことに、北海道医師会はこれらの時代の要請に十分に対応できるだけの産業保健活動の基盤整備をほぼ完了した段階にあるといえる。関係してこられた諸先輩の先見性に心より敬意を表す。以下に事業内容を挙げる。

- (1) 産業保健活動推進委員会の開催
- (2) 北海道産業保健活動推進協議会の開催
- (3) 郡市医師会産業保健活動への助成
- (4) 労働安全衛生コンサルタント会との連携
- (5) 北海道産業保健推進センターとの連携
- (6) 北方産業衛生協会との連携
- (7) 地域産業保健センター連絡協議会の開催
- (8) 産業保健活動推進全国会議への参加

2. 産業医研修事業の実施

平成2年に日本医師会の産業医認定制度が発足して15年が経過した。北海道医師会では

現時点（平成18年9月15日）で2,088名の会員が認定産業医として登録されるに至っている。その間、平成8年の労働安全衛生法の改正において、産業医選任の要件のひとつに本制度の基礎研修修了者が法的に位置づけられた。具体的には、日本医師会の指定する50単位以上の基礎研修（前期研修14単位以上・実地研修10単位以上・後期研修26単位以上）を修了し、認定産業医登録を申請し承認を受けた医師のみが産業医として事業場と契約し、労働安全衛生法で定められた産業保健に関する行為ができることになっている。なお、この登録は5年間に生涯研修20単位以上（更新研修、実地研修、専門研修各1単位以上）を継続して取得しなければ、5年ごとの認定の更新ができないことになっている。

北海道医師会では、認定産業医の新規登録、更新の要件を満たすうえで会員の便宜をはかり、産業保健基礎研修会を独自に開催しているほか、産業医学振興財団の委託研修事業としてリフレッシュ研修、特定科目研修、地域産業医の指導的立場になる産業医を養成するリーダー研修等を活用して研修の機会を可能な限り増やす努力をしている。以下に産業医研修事業の内容について整理する。

- (1) 北海道補助事業
 - 1) 産業保健研修会の開催
- (2) 産業医学振興財団受託事業
 - 1) 産業医基本研修会の開催
 - 2) リフレッシュ研修会の開催
 - 3) 特定科目専門研修会の開催
 - 4) リーダー研修会の開催
- (3) 日医認定産業医の登録・単位管理・公開
- (4) 各種研修会等の情報提供

3. 健康スポーツ医活動の推進

産業保健部の主要な事業のひとつとして、健康スポーツ医活動の推進があげられている。日本医師会認定の健康スポーツ医制度が発足したのは平成2年であり、翌3年から施行されている。認定を得るための要件として、21項目、25時間におよぶ講習会を終了することが必要であり、5年ごとの更新には再研修会3単位以上の受講、学会への参加、健康スポーツ医としての地域活動実績が求められる。本制度の発足の経緯は、日本医師会が、国民の

健康指向のたかまりによって幼児から高齢者に至るまでスポーツ人口が増加してきたのにもない、地域保健活動のなかでの運動・スポーツ指導に医師が果たすべき役割がきわめて大きいという認識によるものである。

現在、本事業の活動主体は健康スポーツ医学推進委員会であり、札幌、旭川、小樽、苫小牧、室蘭の各市医師会からの推薦委員から構成されている。今後の健康スポーツ医活動の活性化や再研修会の開催等の活動が委ねられている。特に重要な課題として、別個の制度である日本体育協会公認のスポーツドクター、日本整形外科学会認定スポーツ医との連携、各自治体主催の健康増進事業への支援のあり方等があげられている。事業内容は以下のとおりである。

- (1) 健康スポーツ医学の推進
- (2) 日医認定健康スポーツ医の登録・単位管理・公開
- (3) 健康スポーツ医学再研修会の開催
- (4) 健康スポーツ医学推進委員会の開催
- (5) 健康スポーツ医等との連携

4. 現状と課題：今後の活動方針

平成16年9月、当産業保健部は、北海道の産業保健活動の現況を把握する目的で、全道各地の認定産業医（嘱託医）のうち130名を無作為抽出しアンケート調査を行った。調査結果については、道医報第1049（平成18.2.1）号の「季節風」欄で紹介したように、2カ所以上の事業場を持っている方が全体の3分の2を占め、なかには10カ所を超える事業場を持っている方がいることが明らかになった。事業場との間の契約状況については、契約締結率は79%であり、このうち事業者代表、産業医、所属医師会との三者契約の実施率は29%にとどまっていた。報酬については契約の有無に関わらず、約3分の1の方が無報酬という実態が明らかとなった。さらに、名義のみで無契約、あるいは無報酬の産業医の委託業務内容はほとんど健康診断の実施のみにとどまり、職場巡視、健康管理、健康相談などの業務は実施されておらず、日医認定産業医制度の理念とは程遠い現状であることが確認できた。